

エコマーク商品類型No.143

「靴・履物Version1.4」

認定基準書

—適用範囲—

分類A.革靴

分類B.ゴム製・プラスチック製・繊維製靴

分類C.その他の履物(和風履物、スリッパ、サンダル等)

制定日 2008年12月1日
最新改定日 2012年10月1日
有効期限 2020年11月30日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型No.143「靴・履物Version1.4」認定基準書

分類A. ～革靴～

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

“靴”は、外出の際には必ず使用する製品であり、室内においても使用頻度が高い製品であることから、一般消費者にとって最も身近な製品のひとつである。使用頻度が高いため、長期的に使用可能な構造であることが望まれるほか、肌に触れる機会が多い製品であることから、人体にできるだけ影響が少ないことが消費者の関心の高い品質項目である。こうした靴に対する消費者の要望は、廃棄物の削減や有害化学物質の低減にも深く関わっている。消費者が求める環境性能をエコマークとして取り上げることで、消費者の商品選択における判断材料として「環境価値」のウエイトが高まっていくことが期待される。そこで、本商品類型では、主に「長期使用設計」「有害化学物質の低減」「再生材料の使用」の三点の環境負荷低減効果に取り組んでいる“靴”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。

また、現在の靴に対する消費志向は、デザイン性の高い商品や履き心地のよいソフトな素材を使用した商品を好む傾向があり、長く使うことがそれほど重要視されていないという現状もある。“靴”に関しては、手入れや修理等を実施することで、長期的な使用が可能になることも多いため、適切なメンテナンスをして長く使うという習慣がより浸透していくことが望まれる。そのため、エコマークでは“靴”の長期使用設計として製品の強度の他に、長期使用を可能にするために必要な修理体制の整備、適切な手入れや保管に関する情報を消費者に対してわかりやすく伝えることも重要であるという考えに基づき、基準を策定した。

2. 適用範囲

「日本標準商品分類」に基づく「履物」のうち甲が革製の靴(長靴、ブーツを含む)。

3. 用語の定義

共通基準に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料 またはそれらの混合物。

プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
リサイクル	マテリアルリサイクルのことをいい、材料としてのリサイクルを指す。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化を含まない。ただし、ポリマを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマは、マテリアルリサイクルに含む。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
合成皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもののうち、基材に <u>特殊不織布以外</u> のものをを用いたもの。
人工皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもののうち、基材に <u>特殊不織布</u> を用いたもの。
特殊不織布	ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタンまたはそれに類する可撓（かとう）性を有する高分子物質を含浸させたもの。
靴に関する用語	
甲材	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号1～6のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲、バックステーの部分に該当する部位。
裏材	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号7、8の先裏、腰裏の部分に該当する部位。
中敷	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号32の部分に該当する部位。
中底	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号15の部分に該当する部位。
表底	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号14の部分に該当する部位。
付属品	ファスナー、中敷、金具、ひもをいう。
革に関する用語	
革	銀付き革（毛付き革を含む）および床革をいう。
銀付き革	銀付き面を有する革であって、皮膚断面構造（銀面層、網状層）を損なっておらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。
床革	革を層状に分割したときに生ずる肉面側の残革を再利用した革であって、革繊維構造を損なって（粉碎などし

	て) おらず、軽し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。
エコレザー	重金属の溶出、ホルムアルデヒドの溶出、発癌性染料の使用制限など有害物質等に関する一定の基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料をさす。日本のJSGラベル（実用化に向け検討中）やドイツのSGラベル、エコテックススタンダード100、EU靴ラベルなどが知られている。
繊維に関する用語	
未利用繊維	コットンリントーおよび紡績時に発生する短繊維などからなる繊維。
コットンリントー	綿の繊維のうち、開花後4～12日頃に遅れて突起をはじめた短い地毛。
反毛繊維	織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服など（ここでは裂き織りなどを含む）による反毛材からなる繊維。
廃植物繊維(繊維材料区分)	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣（通常は廃棄される茎など）を原料とする繊維。
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄されたPETボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。
ポリマーリサイクル繊維	ポストコンシューマ素材およびプレコンシューマ素材の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ素材のポリマを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマからなる繊維。
オゾン漂白	オゾンの酸化漂白力を応用し、通常の漂白方法に比べ低い温度で繊維と反応させ、精練漂白加工を行う方法。
プラスチックに関する用語	
プラスチック	単一若しくは複数のポリマと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマ	プラスチック中の主な構成成分である高分子化合物。
再生プラスチック	ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなるプラスチック。
ゴムに関する用語	
再生ゴム	使用済みのタイヤ、チューブなどのポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料。
木材に関する用語	
再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、低位利用木材をいう。（本商品類型では建設発生木材を除く。）
間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を

	調整する作業により生産される木材。
廃木材	使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、末口径14cm未満の木材とし、以下のaあるいはbに該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。 a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b. 人工林において皆伐、郡状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材
廃植物繊維 (木材料区分)	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、（社）日本皮革産業連合会が運営するJESラベルの認定を受けた革材料は、該当する基準項目のうち4-1.(1)および(11)～(16)の証明方法は、JESラベルの認定証の写しなどを提出することで証明に代えることができる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 環境に関する共通基準と証明方法

- (1) 製品に使用する革材料は、牛革、豚革、羊革、馬革または山羊革であって、かつ、肉（食料）の副産物であること。

【証明方法】

甲材、裏材、中敷(中敷がない製品は中底)、表底に使用する材料を記載した使用材料証明書を提出すること。また、革材料について、製革業者が発行する原料供給証明書を添付すること。

- (2) 表底の剥離強さが、JIS S 5050「革靴」または他の公的あるいは自社で定める基準値に適合していること。また、表底の摩耗性が、表1または他の公的あるいは自社で定める基準値に適合していること。ただし、表底の摩耗性については、表底が天然ゴム、革の場合は適用しない。

表1 摩耗性基準

	一般の 運動用	通学用	カジュ アル	紳士 タウン	寒冷地	婦人 タウン	室内	試験 方法
密度 \geq 0.9g/cm ³	200mm ³ 以下	250mm ³ 以下	200mm ³ 以下	350mm ³ 以下	200mm ³ 以下	400mm ³ 以下	450mm ³ 以下	ISO 20871
密度 < 0.9g/cm ³	150mg 以下	170 mg 以下	150 mg 以下	200 mg 以下	150 mg 以下	250 mg 以下	300mg 以下	ISO 20871

【証明方法】

本項目への適合を示す試験結果を提出すること。表底の剥離強さ、摩耗性の試験をJIS S 5050、表1の試験方法によらない場合は、他の公的または自社規格値を提示のうえ、それに適合していることを示す試験結果を提出すること。

- (3) 製品に使用する接着剤のホルムアルデヒドについて、 $5 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 以下の放散速度、 $0.3\text{mg}/\text{l}$ 以下の発散量、あるいは4-1-2(19)表6の基準値以下のいずれかであること。ただし、ホルムアルデヒドを発散する原材料を使用していない接着剤については本項目を適用しない。

【証明方法】

製品に使用する全ての接着剤を使用接着剤証明書に記載し、提出すること。また、JIS A 1901による放散速度の試験結果、JIS A 1460による発散量の試験結果、厚生省令第34号に定める試験結果、あるいは基準値以下であること(F☆☆☆☆等級など)が記載された認定書またはMSDSなどの証明書を提出すること。ホルムアルデヒドを発散する原材料を添加していない接着剤については添加のないことについて、接着剤製造事業者または申込者の発行する証明書を提出すること。

- (4) 水系の接着剤を使用する場合は、防腐剤に関して安全性が確認されていること。

【証明方法】

水系の接着剤は、防腐剤の添加の有無について、接着剤製造事業者または申込者の発行する証明書を提出すること。防腐剤については、防腐剤の安全性を示すMSDSなどの証明書、CAS登録番号を提出すること。

- (5) 抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク等の認証を受けた製品であること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

- (6) 天然ゴムまたは金属（金具、ファスナー、飾り部分等、めっきを含む）を使用する製品は、ラテックスアレルギーや金属アレルギーに関する情報、および使用する金属の種類を製品下げ札、取扱説明書、パンフレットなどのいずれかに明示していること。ただし、人体への接触頻度が少なく、かつ汗などによりアレルギー成分が染み出て人体に長時間触れる可能性がない部分に使用する場合は、アレルギーを持つ人への情報提供として、素材名、アレルギーに関する情報のいずれか、または両方を表示すること。

【証明方法】

上記の情報を記載した該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。人体への接触頻度が少なく、かつアレルギー成分が染み出て人体に長時間触れる可能性がない部分に使用する場合は、その旨を説明した文書を提出すること。

記載例(天然ゴム)；「本製品は天然ゴムを使用しています。体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがあります。異常を感じたら、ご使用をおやめください。」

記載例(金属)；「この製品は、飾り部分に金属を使用しています。金属は、体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感じたらご使用をおやめください（素地：真鍮、表面仕上げ：ニッケルクロムめっき）」

- (7) 製品本体、製品下げ札、取扱説明書、パンフレットなどのいずれかに以下の a～d について記載していること。
- a. 製品の各材料(甲材、表底、中敷など)の素材名
 - b. 手入れ方法および保管方法(特に表底にポリウレタンを使用した靴には、「表底にポリウレタンを使用しています。湿気により経年劣化を起こすことがありますので、通風のよい場所に保管してください。」などの記載をすること。)
 - c. 靴の製造年月(表底にポリウレタンを使用している場合)
 - d. エコマーク認定とされた主旨がわかるようにエコマーク表示付近などに、以下の情報を必須項目を含めて1項目以上(エコマークを表示する場合)

< 必須項目 >

- ・エコレザーの定義(例.エコレザーとは、重金属、ホルムアルデヒド、発癌性染料などの革に関する有害物質などの基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料です。)

< 選択項目 >

- ・耐久性(例.表底の剥離強さ、摩耗性の強度試験を行っています。)
- ・再生材料等の使用 (例.表底に〇〇を使用しています。)
- ・修理体制の整備(例.修理、付属品交換の体制が整備されています。)

【証明方法】

上記の情報を記載した該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。

- (8) 製品の機能回復のための修理、補修、付属品交換または購入後のアフターサービスについて、ユーザの相談を受け付ける窓口があり、可能な限り対応を行うこと。なお、修理、補修、付属品交換については、経年劣化あるいは構造上の物理的な理由などにより不可能な場合を除き、申込製品の生産中止後、最低1年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて行うこと。また、その情報提供を行っていること。

【証明方法】

上記の内容をユーザに情報提供する取扱説明書、パンフレットなどの該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。修理、補修、付属品交換ができない製品は、その理由を説明した文書を提出すること。

- (9) 製品及び製品の包装に使用されるプラスチック材料(本項では繊維としての樹脂を含む)は、ポリマ骨格にハロゲン元素を処方構成成分として使用していないこと。ただし、製品にハロゲン元素の使用がある場合は、使用済み製品のプラスチック部分の70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の70%以上が、マテリアルリサイクルされること。

【証明方法】

製品及び包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマ骨格へのハロゲン元素の使用有無を付属証明書に記載すること。使用がある場合は、廃棄時に回収とリサイクルが行われること、回収率、マテリアルリサイクル率を証明した文書および回収方法（連絡先、回収・リサイクルをする旨の記載など）を記載した取扱説明書、ラベル、カタログなどのコピー（原稿可）を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める(または監査を行う)ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

- (10)製品は別表1「環境配慮設計チェックリスト」において、10ポイント以上の項目に適合すること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、別表1「環境配慮設計チェックリスト」へ必要事項を記入し、必要な添付資料を添えて提出すること。

- (11)申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に係する環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-1-2.材料に関する基準と証明方法

甲材、裏材、中敷(中敷がない製品は中底)の各材料が、以下のA～Dのうち該当する材料に関する基準を満たすこと。ただし、当該部位における表面積が大きいものから順に合計し、当該部位の表面積の70%以上を構成する

材料について適用する。ボタン、ひも、縫糸および縁取りなどの小付属には適用しない。なお、人工皮革、合成皮革はプラスチック材料に関する基準を適用する。

A.革材料

- (12)革材料は、カビ・魚・石油・芳香剤などの異常臭がないこと。「異常臭がない」とは、5段階官能パネル法(ドイツ工業品標準規格DIN10955またはスイス国家規格SNV195651)に従って測定した臭気試験の結果が等級3以下であることとする。

【証明方法】

革材料からの臭気について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。

- (13)染色堅ろう度は、表2で定める基準値に適合すること。なお、甲革は乾燥試験のみ、裏革、中敷または中底革は乾燥試験および湿潤試験を行うこと。ただし、甲革に裏革がつかない場合は、肉面側に対する試験を行い、銀面の乾燥試験および湿潤試験の等級に従うこと。

表2 染色堅ろう度の基準

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
顔料仕上げ革	3-4級	2-3級	ISO11640 /IUF450
ナチュラル仕上げ濃色革	2-3級	2級	
ナチュラル仕上げ淡色革	3-4級	2-3級	
ナチュラル無染色無塗装革(素上げ革)	3-4級	3-4級	

【証明方法】

革材料の染色堅ろう度について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。なお、同一処方(同一工程、使用薬品)で色のみが異なる場合、色ごとに試験を行うものとする。エンボスやプリーツ加工を行う場合、加工ごとに試験を行うものとする。

- (14)革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出は、対象製品ごとに表3に示す基準値に適合すること。

表3 ペンタクロロフェノール(PCP)の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
ペンタクロロフェノール(PCP)	0.05mg/kg以下	0.5mg/kg以下	IULTCS-IUC25

【証明方法】

革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出について、第三者試験機

関による試験結果を提出すること。

(15)革材料は、別表4に定める染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

革材料に使用する染料について、製革業者が発行する染色証明書を添付すること。

(16)革材料からの重金属の溶出は、対象製品ごとに表4に示す基準値に適合すること。

表4 重金属の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
鉛	0.8mg/kg以下	0.8mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
カドミウム	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
水銀	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
ニッケル	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
コバルト	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
六価クロム	検出せず	検出せず	IUC18 ISO17075
総クロム	50mg/kg以下	200mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1

【証明方法】

革材料からの重金属の溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色材に関係する鉛、カドミウム、コバルト、クロムについては色ごとに試験を行うものとする。

(17)革材料のホルムアルデヒドの溶出は、対象ごとに表5の基準値に適合すること。

表5 ホルムアルデヒドの溶出基準

物質名	対象			試験方法
	乳幼児 (36ヶ月未満)	成人 (皮膚接触*1)	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	16mg/kg以下	75mg/kg以下	300mg/kg以下	厚生省令第34号 IUC19 JIS L1041 ISO17226-1,2

*1・・・直接足に触れる部材

【証明方法】

革材料のホルムアルデヒドの溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。

B. 繊維材料

- (18) 繊維材料に使用する色材において、別表5に定める染料を処方構成成分として添加していないこと。羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

繊維材料を染色する工場長が発行する染色証明書を提出すること。

- (19) 繊維材料は、製品の各種加工（防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないように十分配慮すること。また、人体への安全性に疑義のある加工剤は使用しないこと。ただし、毛製品は上記加工についての配慮に加え、ディルドリン・DTTB使用加工については厚生省令34号へ適合していること。

【証明方法】

各種加工の有無について、繊維材料の製造事業者または申込者が発行する証明書を提出すること。加工がある場合は、付属証明書にしたがって加工剤の種類および使用量などを報告すること。毛製品はディルドリン・DTTB使用加工の有無を記載し、加工がある場合は、厚生省令34号への適合について説明すること。

- (20) 繊維材料のホルムアルデヒドの溶出は、対象ごとに表6の基準値に適合すること。

表6 ホルムアルデヒドの溶出基準

物質名	対象			試験方法
	乳幼児 (24ヶ月以下)	成人 (皮膚接触*2)	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	16 μ g/g以下	75 μ g/g以下	300 μ g/g以下	厚生省令第34号

*2・・・直接足に触れる部材

【証明方法】

繊維材料のホルムアルデヒドの溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。

C. プラスチック材料（人工皮革、合成皮革材料を含む）

- (21)プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物および再生プラスチック材料の有害物質については、ISO 8124 - 3（一致規格：88/378/EEC EN71 - 3）などの重金属の基準値に適合すること。

【証明方法】

プラスチック添加物および再生プラスチック材料について第三者試験機関などにより実施されたISO 8124 - 3（一致規格：88/378/EEC EN71 - 3）または環境庁告示第46号に定めるカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの溶出試験結果を提出すること。あるいは、プラスチック製造事業者および成型事業者による、業界自主基準などによって定められたポジティブリストに登録されたものを使用していることの証明書を提出することでもよい。

- (22)プラスチック材料の製造時に、別表6に掲げる特定フロン（CFC5種）、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（HCFC）を使用しないこと。

【証明方法】

プラスチック材料の製造事業者が発行する証明書を提出すること。

D. ゴム材料

- (23)ゴム材料の有害物質については、ISO 8124 - 3（一致規格：88/378/EEC EN71 - 3）などの重金属の基準値に適合すること。

【証明方法】

第三者試験機関により実施されたISO 8124 - 3（一致規格：88/378/EEC EN71 - 3）または環境庁告示第46号に定めるカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの溶出試験結果を提出すること。ただし、ポストコンシューマ材料を使用しておらず、すべての原材料について、該当する重金属を処方構成成分として添加していない場合、その重金属については、ゴム材料製造事業者および申込者による、基準に適合することの証明ができる書類を提出することでもよい。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (24)製品の品質については、表底の割れや甲革の破断に対する強度(引裂強さや耐屈曲性など)、ハイヒールの強度(取付強さ、衝撃強さ等)などに関して品質管理を行い、業界または自社の品質基準に適合していること。「安全靴」、「静電気帯電防止靴」、「化学防護長靴」、「放射性汚染防護用作業靴」は該当

する日本工業規格に適合していること。

【証明方法】

該当する品質規格、品質基準を提示のうえ、それに適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていることについて、製品を製造する工場の工場長あるいは品質管理者の発行する証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)はブランド名ごと且つ、別表7の5桁分類ごととする（日本標準商品分類「中分類80：履物」に基づく5桁分類より）。製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。環境情報表示は、一段表示で「エコレザーを使用」とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（Bタイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。



基準4-1-1(6)dの記載例

エコレザーとは、重金属、ホルムアルデヒド、発癌性染料などの革に関する有害物質などの基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料です。

エコマーク認定番号

第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

（株）×××× （エコマーク使用契約者名）

- (3) エコマークの表示方法は、「エコマーク使用の手引」に従うこと。

2008年12月 1日	制定（Version1.0）
2010年 4月20日	改定（Version1.1）分類A、Cの革の用語の定義、革に関する基準
2011年 3月 1日	改定（Version1.2）マーク表示について
2011年11月 1日	改定（Version1.3）革材料の試験方法の引用規格改定に伴う表記変更、染色堅ろう度の証明方法の変更

2012年12月 1日	改定 (Version1.4) 難燃剤、抗菌剤の規定変更
2014年 2月 1日	改定 (有効期限延長)
2020年11月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 環境配慮設計チェックリスト

ねらい	No	要求	実現	ポイント	添付資料
再生材使用	1	製品の一部の部材(部品)における再生材料等の配合率が別表2のいずれかの要件を満たしている。	はい/いいえ	2 1部材あたり	次頁参照。記入表143-14、繊維:記入表143-15~17のいずれか、プラスチック・ゴム:記入表143-18~19、木材:記入表143-20、記入表143-21~23のいずれか。
接着剤のVOC低減	2	甲部の縫製に使用する接着剤が水系またはホットメルト接着剤である。あるいは両面テープなどを使用し、接着剤を使用していない。	はい/いいえ	1	以下に甲部の縫製に使用する接着剤名を記入()
	3	甲部と底部の接着に使用する接着剤が水系またはホットメルト接着剤である(2ポイント)。または、甲部と底部の接着に接着剤を使用していない(3ポイント)。	はい/いいえ	2または3	以下に甲部と底部の接着に使用する接着剤名を記入()
	4	接着剤は全て、トルエン、キシレンの添加のないものを使用している。	はい/いいえ	2	接着剤適合証明書(記入表143-5)
長期使用促進、手入れの容易化	5	表底にポリエステル系ポリウレタンを使用していない。または、表底にポリウレタンを使用する場合は、エーテル系ポリウレタンあるいは加水分解しないように改良されたポリウレタンを使用している。	はい/いいえ	2	使用材料証明書に記入(記入表143-2) 加水分解しないように改良されたポリウレタンを使用している場合は、それを証明するデータ等
	6	表底にポリウレタンを使用していない製品で、靴の製造年月を製品本体、製品ラベル、製品下げ札などのいずれかに表示している。	はい/いいえ	2	製造年月を記載した該当部分(写しまたは原稿でも可)
	7	靴の部材ごとの製造年月、産地を消費者等の求めに応じて情報開示できる体制にある。	はい/いいえ	1	情報開示の体制について説明した文書
	8	甲材に、異なる複数の素材を複合的に使用していない。(例:甲革+PP製縁取りなど)	はい/いいえ	1	製品カラー写真(エコマーク商品認定・使用申込書に添付するもの)
	9	表底またはヒール、ヒールプラグの取替えなど、製品の部位の交換が容易な構造となっている。(付属品の交換は除く)	はい/いいえ	3	部位の交換が容易な構造となっていることを具体的に説明する文書
10	靴を長持ちさせるための正しい履用方法または手入れを推奨して長期使用を促す表示(例、長くお使いいただくために手入れをしましょう等)をしている。	はい/いいえ	1	記載内容が確認できる表示部分	
省資源	11	ストーンやチェーン、ビーズ、金属箔等の機能と関係のない装飾用部品を使用していない。	はい/いいえ	1	製品カラー写真(エコマーク商品認定・使用申込書に添付するもの)
	12	申込製品の底部の部品に他の製品と同素材、同形状で共通化されている部品がある。(付属品は除く) 共通化されている他の製品が1品番の場合は2ポイント、2品番以上の場合は3ポイントとする。	はい/いいえ	2または3	申込製品の底部の部品が他の製品と共通化されていることを具体的に説明する文書
	13	1足箱に使用する紙材料は、古紙パルプ配合率70%以上である。	はい/いいえ	1	なし
	14	1足箱に使用する紙材料は、ラミネートコーティングなど廃棄後の古紙リサイクルに不向きな加工を行っていない。	はい/いいえ	1	なし

別表2

材料の種類	再生材料等	当該部材(部品)における基準配合率(質量%)
繊維	未利用繊維、反毛繊維、 廃植物繊維	10%以上
	ポリマーリサイクル繊維、 ケミカルリサイクル繊維	40%以上
	無漂白綿、過酸化水素漂白綿、 オゾン漂白綿 かつ蛍光増白 剤の使用がない (別表3参照)	100%
	有機栽培綿	100%
プラスチック	再生プラスチック	20%以上
ゴム	再生ゴム	20%以上
木材	間伐材、廃木材、低位利用木材、 廃植物繊維	100%

※人工皮革、合成皮革の基布に再生材料を使用する場合は、繊維の基準配合率を適用する。

別表3 仕上げ加工工程での使用可能薬剤一覧

過酸化水素漂白の場合(精練・漂白が同一工程)	
<工程>	<使用可能薬剤>
糊抜き	熱水・クエン酸、酢酸・塩・酵素(プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど)・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤
精練・漂白	熱水・酵素(プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど)・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤、ソーダ灰・1.5%(純分として)以下の過酸化水素。ただし、酵素または熱水、クエン酸、酢酸によって除去し、最終の布地に残渣を残さないこと。
無漂白の場合(精練・漂白が別工程)	
<工程>	<使用可能薬剤>
糊抜き	規定せず
精練(漂白は行わない)	熱水・酵素(プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど)・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤

【証明方法】当該部材(部品)における再生材料等の質量割合を記載した証明書、および再生材料等は以下の原料証明書を提出すること。

材料が繊維である場合は、紡績事業者の発行する原料証明書を添付すること。無漂白、過酸化水素漂白、オゾン漂白は、使用薬剤を申告すること。有機栽培綿は、綿花生産地の適格な機関発行の認証書と取引時に発行されるインボイス、パッキングリストあるいは納品書を添付すること。

材料がプラスチックまたはゴムである場合は、再生材料の原料事業者(再生材料回収事業者など)が発行する原料証明書を提出すること。

材料が木材である場合は、原料事業者（木材伐出事業者など）が発行する、当該原料が再・未利用木材、廃植物繊維のいずれかであることの原料証明書を提出すること。ただし、原料事業者が10社を超える場合、原料取引量上位10社の証明書を提出すればよい。

原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真（間伐が行われたことがわかるもの）を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。

- ・森林の種類（天然生林、人工林など）、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
- ・どのような状況（病中獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材である、など）で産出された木材であるか。小径材については施業方法、末口径などを報告すること。

これに加えて、低位利用木材の用語の定義で規定するaまたはbに該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類を併せて提出すること。当該森林認証は、下表を満たしているものであること。

表 森林認証について

認証の基準について	<p>経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ21および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。</p> <p>確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。</p> <p>全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。</p>
認証システムについて	<p>認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。</p>
認証組織・団体について	<p>公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。</p>

また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。

- ・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量

いずれの原料も、中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品の「ブランド名」、「認定番号」、「型式」を付属証明書に記載することで、原料証明書を代えることができる。

別表4

使用が禁止される染料リスト (革)

①分解して下記の発癌性芳香族アミンを生成する可能性があるアゾ系染料（ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されるもの）

92-67-1	4-Aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-Naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
97-56-3	o-Aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-Chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-Diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-Cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-Toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-Diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline	
90-04-0	o-Anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
60-09-3	4-Aminoazobenzene	C2(EU)

② 発癌性染料5種

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex

参考：国際がん研究機関(IARC)
 米国国家毒性プログラム(NTP)
 EU Directive 76/769/EC
 EU Directive 2002/61/EC
 染料および有機顔料製造会社生態学毒
 物学協会(ETAD)
 Oeko-Tex Standard 100

別表5

使用が禁止される染料リスト (繊維)

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料

(ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されるもの)

発癌性ランク (A 1)		
92-67-1	4-Aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-Naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク (A 2)		
97-56-3	o-Aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-Chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-Diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3'-Dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-Cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-Toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-Diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline	
90-04-0	o-Anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-Xylidine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-Xylidine	2B(NTP,IARC)
60-09-3	4-Aminoazobenzene	C2(EU)

② 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) , Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	Oeko-Tex

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD, Oeko-Tex
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD, Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD, Oeko-Tex
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD, Oeko-Tex
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD, Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	Oeko-Tex
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	Oeko-Tex
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 102		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		Oeko-Tex
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	Oeko-Tex

	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	Oeko-Tex
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		Oeko-Tex

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社会生態毒物学協会(ETAD)
Oeko-Tex Standard 100

別表6

特定フロン (CFC 5種)	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のCFC	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
	代替フロン (HCFC)
クロロジフルオロメタン	
クロロフルオロメタン	
テトラクロロフルオロエタン	
トリクロロジフルオロエタン	
ジクロロトリフルオロエタン	
クロロテトラフルオロエタン	
トリクロロフルオロエタン	
ジクロロジフルオロエタン	
クロロトリフルオロエタン	
ジクロロフルオロエタン	
クロロジフルオロエタン	
クロロフルオロエタン	
ヘキサクロロフルオロプロパン	
ペンタクロロジフルオロプロパン	
テトラクロロトリフルオロプロパン	
トリクロロテトラフルオロプロパン	
ジクロロペンタフルオロプロパン	
クロロヘキサフルオロプロパン	
ペンタクロロフルオロプロパン	
テトラクロロジフルオロプロパン	
トリクロロトリフルオロプロパン	
ジクロロテトラフルオロプロパン	
クロロペンタフルオロプロパン	
テトラクロロフルオロプロパン	
トリクロロジフルオロプロパン	
ジクロロトリフルオロプロパン	
クロロテトラフルオロプロパン	
トリクロロフルオロプロパン	
ジクロロジフルオロプロパン	
クロロトリフルオロプロパン	
ジクロロフルオロプロパン	
クロロジフルオロプロパン	
クロロフルオロプロパン	

別表7 対象製品分類(日本標準商品分類より)

中分類	商品項目名					エコマーク商品 類型No. 143「靴 ・履物」におけ るA～C分類	
80. 履物	801 革靴（スポ ーツ専用靴 を除く。）	8011 一般用革靴	80111 男子用革靴	801111 総革靴		A	
				801112 甲が革で底が他の 材料の靴			
				801119 その他の男子用革 靴			
			80112 女子用革靴	801121 総革靴			
				801122 甲が革で底が他の 材料の靴			
				801129 その他の女子用革 靴			
			80113 子供用・幼児用革靴	801131 子供用革靴	8011311 総革靴		
					8011312 甲が革で底が他の 材料の靴		
					8011319 その他の子供用革 靴		
		801132 幼児用革靴 (サイズは10.5～ 14)		8011321 総革靴			
		8011322 甲が革で底が他の 材料の靴					
		8011329 その他の幼児用革 靴					
		80119 その他の一般用革靴					
	8012 作業用革靴	80121 総革靴					
		80122 甲が革で底が他の材料 の靴					
		80129 その他の作業用革靴					
	8019 その他の革靴（ス ポーツ専用靴を除 く。）						
	802 ゴム製履物 (サイズは 総ゴムスリ ッパ及びサ ンダルを除 き革靴と同 じ。スポー ツ専用革靴 を除く。)	8021 地下たび			C		
		8022 ゴム底布靴	80221 一般用ゴム底布靴		B		
80229 その他のゴム底布靴							
8023 総ゴム靴		80231 長靴及び雨靴					
		80232 短靴及び浅靴					
		80239 その他の総ゴム靴					

	8024 総ゴムスリッパ・ サンダル	80241 総ゴムスリッパ			C
		80242 総ゴムサンダル			
	8029 その他のゴム製履物（サイズは総ゴムスリッパ及びサンダルを除き革靴と同じ。スポーツ専用革靴を除く。）				
803 プラスチック製履物（スポーツ専用靴を除く。）	8031 プラスチック製履物（張り付け式）	80311 一般用プラスチック靴（サイズは革靴と同じ。）	803111 男子用靴	8031111 総プラスチック靴	B
				8031112 甲がプラスチックで底が他の材料の靴	
				8031119 その他の男子用靴	
			803112 女子用靴	8031121 総プラスチック靴	
				8031122 甲がプラスチックで底が他の材料の靴	
				8031129 その他の女子用靴	
			803113 子供用・幼児用靴	8031131 総プラスチック靴	
				8031132 甲がプラスチックで底が他の材料の靴	
				8031139 その他の子供用・幼児用靴	
	80312 プラスチックサンダル			C	
	80319 その他のプラスチック製履物（張り付け式）				
	8032 プラスチック製履物（射出成型式）	80321 底がプラスチックで甲が布製の靴（サイズは革靴と同じ。）	803211 一般用の靴		B
803219 その他の底がプラスチックで甲が布製の靴					
80322 底がプラスチックで甲がプラスチック製の靴（サイズは革靴と同じ。）		803221 一般用の靴			
		803229 その他の底がプラスチックで甲がプラスチック製の靴			
80323 総プラスチック製靴		803231 長靴及び雨靴			
803232 短靴及び浅靴					

			803233 その他の総プラスチック製靴		B		
		80329 その他のプラスチック製履物（射出成型式）					
		8039 その他のプラスチック製履物（スポーツ専用靴を除く。）					
804 スポーツ専用靴	8041 スパイク靴及びこれに準ずる靴	80411 陸上競技靴			AまたはB		
		80412 ゴルフ靴					
		80413 野球靴					
		80414 ラグビー靴					
		80415 サッカー靴					
		80416 アメリカンフットボール靴					
		80419 その他のスパイク靴及びこれに準ずる靴					
	8042 スポーツ専用平底靴	80421 バレーボール靴					
		80422 バスケット靴					
		80423 テニス靴					
		80424 ボウリング靴					
		80425 ダンス靴					
		80426 ヨット靴					
		80427 ゲートボール靴					
		80428 体操靴					
		80429 その他のスポーツ専用平底靴					
		8043 スポーツ用特殊靴	80431 アイススケート靴				
	80432 ローラースケート靴						
	80433 スキー靴						
	80434 登山靴						
	80435 乗馬靴						
	80439 その他のスポーツ用特殊靴						
	8049 その他のスポーツ専用靴						
	805 和風履物	8051 下駄	80511 男子用下駄				C
			80512 女子用下駄				
			80513 子供用下駄				

		80519 その他の下駄				C
	8052 草履	80521 男子用草履				
		80522 女子用草履				
		80523 子供用草履				
		80529 その他の草履				
	8059 その他の和風履物					
	806 家庭用スリッパ（ゴム製スリッパを除く）					
	809 その他の履物					